

○浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付要綱

平成26年 6 月 30 日

告示第91号

改正 平成29年 3 月 31 日告示第44号

平成30年 3 月 30 日告示第25号

令和 3 年 6 月 16 日告示第120号

(趣旨)

第 1 条 市長は、重度障がい者に対する障害福祉サービスを行う事業所の円滑な運営を促進することにより、重度障がい者の福祉の増進を図るため、重度障がい者を支援する事業者に対し、その運営に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象サービス 次のサービスをいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）

イ 法第5条第8項に規定する短期入所

ウ 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）

エ 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）

オ 法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）

カ 法第5条第17項に規定する共同生活援助

(2) 重度障がい者 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「基準等省令」という。）第1条第5号から第7号までに定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている者であって、市長が定めるも

のをいう。

(平29告示44・平30告示25・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 次のいずれにも該当する事業者

ア 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている重度障がい者に対する対象サービスを行うこと。

イ 対象サービスを行う事業所の人員、設備及び運営に関し、市長が定める基準を満たすこと。

ウ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業者にあつては、それぞれの対象サービスを1日当たり6時間以上行うこと。

エ 対象サービスに係る法第29条第1項の指定を受けていること。

オ 本市において対象サービスを行う事業者であること。

(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条第2項の規定による措置を講じられた者その他居宅等において介護を受けることが困難となった者として市長が特に認める者に対し、法第5条第10項に規定する施設入所支援を行う事業者

2 前項第1号イからエまでのいずれにも該当する事業者が、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項の規定による措置を講じられた者その他居宅等において介護を受けることが困難となった者として市長が特に認める者に対する対象サービスを行う場合については、補助の対象とする。

(平30告示25・令3告示120・一部改正)

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、対象サービスを行う事業所又は前条第1項第2号の規定により施設入所支援を行う事業所において重度障がい者の支援に当たる従業者の person 費その他の運営に要する経費とする。

(令3告示120・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 別表に定める区分に応じた補助基準額により算定した額
- (2) 補助の対象経費の実支出額から寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額

(平29告示44・全改)

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業所の平面図
- (4) 従業員の勤務体制一覧表
- (5) 重度障がい者の支援に当たる従業員の経歴書
- (6) 重度障がい者の支援に当たる従業員の資格証明書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(令3告示120・一部改正)

(交付の決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第8条 規則第8条第1項の規定による届出は、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金申請事項変更等届（別記第3号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金額確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(請求)

第11条 規則第15条の規定による請求は、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第12条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金概算払交付請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金概算払精算書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(令3告示120・一部改正)

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日告示第44号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第25号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月16日告示第120号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第5条）

(令3告示120・一部改正)

区分1	区分2	補助基準額
-----	-----	-------

対象サービスを行う事業所又は第3条第1項第2号の規定により施設入所支援を行う事業所の建物の所有権を有するもの又は賃借権を有するもの	障がい支援区分4	1人当たり日額 5,100円
	障がい支援区分5	1人当たり日額 5,800円
	障がい支援区分6	1人当たり日額 6,500円
上記以外のもの	障がい支援区分4	1人当たり日額 4,100円
	障がい支援区分5	1人当たり日額 4,800円
	障がい支援区分6	1人当たり日額 5,500円

備考

- 1 この表において「障がい支援区分4」とは、基準等省令第1条第5号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 2 この表において「障がい支援区分5」とは、基準等省令第1条第6号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 3 この表において「障がい支援区分6」とは、基準等省令第1条第7号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。